

消費者庁、国民生活センターの徳島移転検討継続に反対する緊急意見書

2016年8月29日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿
地方創生担当大臣 山本幸三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当） 松本純 殿
消費者庁長官 岡村和美 殿
消費者委員会委員長 河上正二 殿
国民生活センター理事長 松本恒雄 殿
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

先物取引被害全国研究会
代表幹事 弁護士 平澤慎一
(連絡先) 〒107-0052 東京都港区赤坂 3-9-18
赤坂見附 KITAYAMA ビル 3 階
アクト法律事務所
tel 03-5570-5671 fax 03-5570-5674

事務局長 弁護士 島 幸明

第1 意見の趣旨

消費者庁、国民生活センターの地方移転検討は直ちに中止すべきである。

第2 意見の理由

当研究会は、先物取引被害ないし投資被害の予防と救済を目的とした全国の数百名の弁護士による団体であり、深刻な消費者被害救済および予防に深く関わる立場から、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に強く反対し、平成27年12月22日付意見書を発出した。

その後、地方移転問題については多数の消費者団体等から極めて強い反対意見が出されていたが、今般、消費者庁による2度目の移転試行が7月に行われた後、7月29日に河野太郎前・内閣府特命担当大臣（消費者担当大臣）によって、消費者庁等の移転検討を3年後に先送りすること、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」という消費者庁の拠点を設置すること、という方針が示された。

しかし、直ちに移転するのではなく先送りの方針が示されたのは、移転試行の過程で、消費者庁の主たる業務である危機管理業務・司令塔機能（他省庁調整業務）・国会対応業務・法執行業務等が、諸制約の中で実現できないことが明らかになり、国民生活センターの研修・商品テスト試行においても、参加者のアクセスやテスト機材等の課題が判明したからにほかならない。

すなわち、本来、政府方針では「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上

回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」とされているところ、今回の移転試行によって、弊害・問題点を上回る必要性・効果が全く見られなかったため、移転の判断に至らなかったのである。

このような結果となることは、当研究会の前回の意見書で指摘したとおり、消費者庁および国民生活センターの本来的な機能からして最初から明らかなのであり、地方移転は消費者行政の機能の維持・発展について弊害にしかならないことを改めて浮き彫りにしたものである。

また、今後、多大な費用や労力をかけて再検討する場合、通常の消費者庁業務、国民生活センター業務に大きな負荷がかかって機能が低下し、消費者行政の後退を招くことは必至であり、消費者行政の充実という観点からは全くの本末転倒と言わざるをえない。

以上から、消費者庁等の地方移転については継続的に検討するのではなく、直ちに検討を中止すべきである。

そして、本年8月末に予定されている政府の「まち・ひと・しごと創生本部」の取りまとめでは、この間の試行結果を踏まえ、「3年後見直し」といったものではなく、移転を断念するという結論を明記すべきである。

以上